

# 広島県最低賃金が 970 円（時間額）に

## ～広島地方最低賃金審議会が答申～

広島地方最低賃金審議会（会長 岡田行正（広島修道大学教授））は、本年 7 月 3 日付けで広島労働局長から広島県最低賃金の改正決定についての諮問を受け、異議の申出を含めて、慎重審議を重ねて来ましたが、本日 8 月 22 日、「広島県最低賃金を現行の時間額 930 円から 40 円引き上げて、時間額 970 円とするのが適当である。」旨を広島労働局長に対して答申しました。

同審議会では、県内の雇用情勢や本年 7 月 28 日付けで中央最低賃金審議会より示された「令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」、広島県内の各種統計資料を基に慎重に審議を重ねた結果、前記の結論に至ったものです。

広島労働局では、この答申を踏まえ、広島県最低賃金の改正に係る手続を進めてまいります。効力発生日については、令和 5 年 10 月 1 日となる予定です。

なお、政府としましては、最低賃金の引上げに伴う環境整備のための中小企業・小規模事業者に対する支援策として、業務改善助成金の制度（ホームページ内にリーフレット掲載）を設けており、広島労働局は、業務改善助成金を活用していただくため、8 月 9 月において重点的に周知していくこととしています。

### 【参考：広島県最低賃金額及び対前年度引上げ額・引上げ率】

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 （答申）
時間額	871 円	据え置き	899 円	930 円	970 円
引上げ額	27 円		28 円	31 円	40 円
引上げ率	3.20%		3.21%	3.45%	4.30%